

大川広域行政組合火災調査規程

〔 昭和59年 4月 1日
訓 令 第 1 号 〕改正 平成 7年 4月14日訓令第 4号 平成14年 3月29日訓令第 2号
平成16年 3月29日訓令第 8号 令和 3年 8月27日訓令第 5号
令和 5年10月12日訓令第 6号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 調査

第1節 通則（第5条・第6条）

第2節 火災原因調査（第7条－第15条）

第3節 火災損害調査（第16条・第17条）

第3章 調査の事務（第18条－第20条）

第4章 雑則（第21条－第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第7章の規定に基づく火災の調査（以下「調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（調査員）

第2条 調査に従事する消防職員（以下「調査員」という。）は、次に掲げる者をいう。

- (1) 消防本部予防課職員
- (2) 消防長が指名する職員

（調査の区分及び範囲）

第3条 調査は、火災原因調査及び火災損害調査に区分する。

2 火災原因調査は、次に掲げる事項又は内容を明らかにするために行うものとする。

- (1) 出火原因 火災発生経過及び出火箇所
- (2) 延焼経過 建物の部分焼以上の火災の延焼経路及び延焼拡大した素因
- (3) 避難状況 火災現場（以下「現場」という。）における避難者、要救助者の行動及び救助状況並びに死者の状況
- (4) 消防用設備等の活用状況 消火設備、警報設備、避難設備及び消火活動上必要な施設の使用又は作動の状況

3 火災損害調査は、次に掲げる事項について、その内容を明らかにするために行うものとする。

- (1) 焼き損害 焼け、熱による破損等の損害
- (2) 消火損害 消火のため受けた水損、破損、汚損等の損害
- (3) その他の損害 煙害、搬出に伴う損害及び火災中に発生した爆発等による損害
- (4) 死傷者 火災並びに消火活動、避難行動その他の行動等により現場等において死亡又は負傷

したもの

(調査結果の活用)

第4条 消防長は、調査結果を分析及び検討して火災の実態を明らかにするとともに、消防行政に活用できる資料の整備に努めなければならない。

第2章 調査

第1節 通則

(調査上の心得)

第5条 調査員は、常に社会の変遷、人心の動向に留意し、調査技術の研さん及び調査に必要な知識のかん養に努めるとともに、調査に、当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 調査員は、常に厳正かつ公正を旨とし、法第2条第4項による関係者並びに火災の発見者、通報者、初期消火者及びその他調査の参考人（以下「関係者等」という。）の基本的な人権を尊重して調査を行い、いたずらに人心を動揺させないように心がけなければならない。
- (2) 調査員は、警察職員と緊密な連絡を保ち、互いに協力して相互に意思の疎通を図るようにしなければならない。
- (3) 調査は、法第34条の規定によるほか、事実の確認を主眼とし、先入的観念にとらわれることなく、調査の実行に努めなければならない。
- (4) 調査は、第3条に掲げる事項に限ることとし、みだりに関係者等の民事問題等に関与してはならない。

(照会)

第6条 消防長は、調査のため特に必要があると認めるときは、関係のある官公署に対し、火災調査関係事項照会書（様式第1号）により行うものとする。

第2節 火災原因調査

(火災出場時の見分)

第7条 火災に出場した消防職員は、消防活動等を通じて火災の状況の見分に努めなければならない。

(現場保存)

第8条 現場指揮者（以下「指揮者」という。）は、消火活動をするに当たって物を移動し、又は破壊する場合は努めて原状がわかるように処置するとともに、調査のため必要な措置を講じて現場保存に努めなければならない。

- 2 指揮者は、鎮火後の見分を行うため、現場保存について必要あるときは、その区域を指定して原状の保存に努めなければならない。
- 3 前項の区域の指定は、必要最小限の範囲及び期間としなければならない。

(現場見分)

第9条 調査員は、現場その他関係のある場所及び物件について詳細に見分しなければならない。

- 2 調査員は、現場見分をするに当たり、関係者等の承諾を得て定めた立会人（以下「立会人」という。）の立会のもとに行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会人を定められないときは、他の法令に抵触しない限りにおいてこれを行うことができる。
- 3 少年（18歳未満の者をいう。以下同じ。）は、立会人としてはならない。

(写真及び図面)

第10条 調査員は、調査内容を明らかにするため、必要な写真及び図面を作成し、写真は写真貼付用紙（様式第2号）に貼付しておかなければならない。

（質問等）

第11条 調査員は、関係者等に対して調査上必要な事項を質問して、火災状況の把握に努めなければならない。

2 調査員は、質問を行うに当たり自己が期待し、又は希望する申述を関係者等に暗示する等、みだりにその申述を誘導してはならない。

3 関係者等に対して質問する場合は、任意の申述を得るように努めなければならない。

4 調査のため、関係者等に出頭を求めて質問を行う場合は、関係者等の承諾を得て任意出頭によるものでなければならない。

（少年等に対する質問）

第12条 少年及び心神喪失者、心身こう弱者、耳又は口の不自由な者に対して質問する場合は、立会人を置いて行うものとする。

（少年等の立会及び質問の例外）

第13条 第9条第3項及び前条の規定は、次の場合には、適用しないことができる。

(1) 年齢、心情その他諸般の事情を考慮して支障がないと判断される場合

(2) 立会人を置くことにより真実の申述が得られないと判断される場合

（資料の提出又は報告の徴収）

第14条 消防対象物の関係者等に資料の提出又は報告を求める場合は、原則として任意によるものとし、これにより難しい場合は資料提出命令書（様式第3号）又は報告徴収書（様式第3号の2）により命ずるものとする。

2 前項の規定による資料の提出があった場合は、提出者に対し資料保管書（様式第4号）を交付し、資料の還付は、資料保管書と引き換えに行うものとする。ただし、所有権を放棄した場合はこの限りでない。また、前項の規定による報告書の提出があった場合、報告書に対して受領書（様式第4号の2）を交付するものとする。

3 資料には、保管票（様式第5号）を付し、保管品台帳（様式第6号）に記載してこれを保管しておかなければならない。

（火災原因）

第15条 出火原因、延焼経過並びに避難状況及び消防用設備等の活用状況は、火災出場時の見分、現場見分、関係者等の申述、資料等を総合検討して、科学的に考察を加えて明らかにしなければならない。

第3節 火災損害調査

（り災物件の調査）

第16条 調査員は、現場において関係者等から説明を得て火災により破損され、又は破壊された財産の状況を綿密に検査しなければならない。

（り災申告書等）

第17条 調査上必要と認める場合は、り災した消防対象物の関係者等に、次によるり災申告書の提出を求めるものとする。

(1) 不動産り災申告書（様式第7号）

- (2) 動産り災申告書（様式第 8 号及び様式第 8 号の 2）
 - (3) 車両、船舶、航空機り災申告書（様式第 9 号）
- 2 前項のり災申告書を求めることができない場合又は被害が軽微でその必要がない場合は、火災損害状況調査書（様式第 10 号）を作成しなければならない。

第 3 章 調査の事務

（書類の作成）

第 18 条 火災については、次に定める書類を作成するものとする。

- (1) 火災調査書（様式第 11 号）
- (2) 火災原因判定書（様式第 12 号及び様式第 12 号の 2）
- (3) 火災出場時の見分調査書（様式第 13 号）
- (4) 実況見分調査書（様式第 14 号）
- (5) 質問調査書（様式第 15 号）
- (6) 死傷者の調査書（様式第 16 号）

（書類の省略）

第 19 条 焼損程度が部分焼又はぼや若しくは屋外火災で、かつ、火災の原因が明らかなものについては、前条第 2 号から第 6 号の書類を省略することができる。ただし、死傷者の発生した火災、原因不明の火災又は消防行政上特に重要な火災若しくは被害程度が甚大な火災で消防長が指定するものは除く。

- 2 第 1 項の規定により書類を省略する場合は、火災原因等概要書（様式第 17 号）を作成するものとする。

（速報）

第 20 条 調査員は、調査した概要を火災調査速報（様式第 18 号）により消防長に速報しなければならない。

第 4 章 雑則

（書類の保存）

第 21 条 この規程により作成し、又は提出させた書類は、次の順序で整理編冊し又は電子データで保存しておかなければならない。

- (1) 火災調査書
- (2) 火災原因判定書又は火災原因等概要書
- (3) 火災出場時の見分調査書
- (4) 実況見分調査書
- (5) 写真及び図面
- (6) 質問調査書
- (7) 死傷者の調査書
- (8) 資料提出命令書及び報告徴収書
- (9) 火災調査書関係事項照会書
- (10) り災申告書等
- (11) その他必要な書類

（爆発事故の調査）

第22条 爆発事故は、火災に準じて調査するものとする。

(火災に関する証明書の発給)

第23条 火災等の関係者等から火災に関する証明書の発給について請求があった場合は、証明書を発給することができる。

(補則)

第24条 この規程の取扱いについて必要な事項は、消防長が定めるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 火災調査規程（昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合訓令第5号）は、廃止する。

附 則（平成7年4月14日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日訓令第2号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日訓令第8号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月27日訓令第5号） 抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の日前に改正前の大川広域行政組合火災調査規程（以下「改正前の火災調査規程」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の大川広域行政組合火災調査規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 第1条による改正前の火災調査規程及び第2条による改正前の証明事務取扱規程並びに第3条による改正前の（署）査察規程に規定する様式において作成した用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和5年10月12日訓令第6号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の日前に改正前の大川広域行政組合火災調査規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の大川広域行政組合火災調査規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第6条関係）

（日本産業規格A4）

第 号
年 月 日

様

大川広域消防本部
消防長



火災調査関係事項照会書

年 月 日 時 分頃

において発生した火災調査のため必要があるので、次の事項につき消防法第32条第2項により照会します。

照会事項

様式第3号（第14条関係）

（日本産業規格A4）

第 号
年 月 日

様

大川広域消防本部
消防長

資料提出命令書

火災調査のため必要があるので、下記の資料を 年 月 日までに提出するよう消防法（第32条・第34条）に基づき命令する。

記

（教示）

この命令について不服があるときは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この命令の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（備考）

理由なく資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者は、消防法第44条の規定により処罰されます。

様式第3号の2（第14条関係）

（日本産業規格A4）

第 号
年 月 日

様

大川広域消防本部
消防長

報 告 徴 収 書

火災調査のため必要があるので、下記の事項を 年 月 日までに文書をもって報告するよう消防法（第32条・第34条）に基づき要求する。

記

（教示）

この命令について不服があるときは、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この命令の取消しを求める訴えは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（備考）

理由なく報告を行わず、若しくは虚偽の報告をした者は、消防法第44条の規定により処罰されます。

様式第4号（第14条関係）

（日本産業規格A4）

第 号
年 月 日

様

大川広域消防本部
消防長



資料保管書

出火日時 年 月 日 時 分頃
出火場所

記

上記資料を火災調査のため保管したので本書を交付します。ただし、目的終了後は返還・処分します。

備考	処分承諾者	
	返還年月日	年 月 日
	受領者	

様式第4号の2（第14条関係）

（日本産業規格A4）

第 号
年 月 日

様

大川広域消防本部
消防長



受 領 書

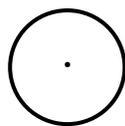
出火日時 年 月 日 時 分頃
出火場所

記

上記報告書を火災調査のため受領したので本書を交付します。

備考	報告者	
	報告年月日	年 月 日
	受領者	

様式第5号 (第14条関係)



保 管 票

火 災 番 号		No.
		年 月 日
		号
		第 号
提 出 者	住 所	
	氏 名	
返 還 要 否		要 否
所 取 扱 責 任 者		属 者

様式第6号 (第14条関係)

(日本産業規格A4)

保 管 品 台 帳

火災番号

No.

出火日時 同場所 責任者住所 同職業 氏名 年 月 日 時 分頃 年 月 日生									
採取事由					原因概要				
受領年月日		受領者署名		対象番号		品目		数量	
提出者住所氏名									
所有者住所氏名									
備考									
受領年月日		受領者署名		対象番号		品目		数量	
提出者住所氏名									
所有者住所氏名									
備考									
受領年月日		受領者署名		対象番号		品目		数量	
提出者住所氏名									
所有者住所氏名									
備考									

様式第7号（第17条関係）

（日本産業規格A4）①

年 月 日

大川広域消防本部消防長 殿

住所
 申告者 職業
 氏名
 電話

不 動 産 り 災 申 告 書

り 災 物 件 の 所 在 地					
り 災 年 月 日		年 月 日 時 分頃			
り 災 物 件 と 申 告 者 の 関 係		所有者 ・ 管理者 ・ 占有者			
建 築 ・ 購 入 年 月 日		年 月 日			
建 築 ・ 購 入 金 額					
取 得 後 の 経 過	修 繕 ・ 改 築	年 月	修 繕 ・ 改 築 し た 箇 所		修 繕 ・ 改 築 費 用
の 経 過	増 築	年 月	増 築 の 概 要	増 築 面 積	増 築 費 用

(日本産業規格 A 4) ②

り災前の建築詳細	建物の用途	屋根	外壁	階数	延べ面積
	居住世帯数	世帯		居住人員	人
建物・収容物以外のり災状況	り災物件名	り災の別	数量又は面積	経過年数	
		焼・消			
火災保険の契約	契約会社名	契約年数		保険金額	

- 備考
- この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
 - この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
 - この申告書は、建物1棟に1枚を提出してください。
 - 火災によるり災証明書を発行する場合、この申告書が出ていると早く発行することができます。
 - 連絡先 大川広域消防本部 予防課 0879-24-1784

様式第8号（第17条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日								
大川広域消防本部消防長 殿								
住 所 申告者 職 業 氏 名 電 話								
動 産 り 災 申 告 書								
り 災 場 所								
り 災 日 時		年 月 日 時 分頃						
り 災 物 件 と 申 告 者 と の 関 係					所 有 者 ・ 管 理 者 ・ 占 有 者			
世 帯 員	氏 名	続 柄	年 齢	性 別	氏 名	続 柄	年 齢	性 別
火 災 保 険	契 約 会 社 名			契 約 年 数		契 約 金 額		

- 備考 1 この申告書は、消防法第34条によって提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 3 この申告書は、動産のあった建物ごと、世帯ごとに使用してください。
- 4 火災によるり災証明書を発行する場合は、この申告書が提出されていると早く発行することができます。

様式第9号（第17条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日			
大川広域消防本部消防長 殿			
住 所 申告者 職 業 氏 名 電 話			
車両・船舶・航空機り災申告書			
り 災 場 所			
り 災 日 時		年 月 日 時 分頃	
り災物件と申告者との関係		所有者・管理者・占有者	
車 両	運 転 者 氏 名		購 入 年 月
	用 途 別		購 入 金 額
	車 両 番 号		年 式
	備 考		
船 舶 ・ 航 空 機	船 長 ・ 機 長 名		船 名 ・ 機 名
	用 途 ・ 機 種		就 航 年 月
	総 ト ン 数 最大離陸重量		購 入 金 額
	備 考		
積 載 物	焼けた物	消火のためぬれた、よごれた物	その他
	り災物件との関係	所有者・管理者氏名	
火災保険会社名		保険金額	

- 備考 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
2 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。

様式第10号 (第17条関係)

(日本産業規格A4) ①

火災損害状況調査書

火災番号

No.

出火日時		年 月 日 時 分頃					
り災場所						火元 類焼	
事業所名				業 態			
職 業 氏 名		(歳) 電話				所有者 管理者 占有者	
建 物	建築年月	年 月	構造	木造・防火・準耐火・耐火・その他			
	建物用途		階数	地上		面積	建
				地下			延
	世帯構成		世帯のり災程度		全焼	半焼	小損
					(人)	(人)	(人)
	建物の損害状況						焼 き
						消 火	円
						その他	円
						計	円
収容物の損害状況						焼 き	円
						消 火	円
						その他	円
						計	円

(日本産業規格 A 4) ②

車両・船舶・航空機	車両・船舶 航空機名		用途		
	年式・型式・トン数 最大離陸重量		購入年月日		年
	種別・機種		購入金額		円
	番号		自家・営業別		自家用・営業用
	車損 体等 状況 の 況			焼き	円
				消火	円
				その他	円
				計	円
	積損 載物 等 の 況			焼き	円
				消火	円
その他				円	
計				円	
林野・その他	損害 状況		焼き	円	
			消火	円	
			その他	円	
			計	円	
火災 保険	被保険物件	保険会社	保険金額	損害額合計	
			円	円	
摘要					
<p>当該火災について本職が被害の程度について調査したところ上記のとおりである。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 属 階級氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>					

様式第11号（第18条関係）

番 号	No.	コード				
種 別	()	爆 発	有 ・ 無	(日本産業規格A4) ①		
年 月 日						
大川広域消防本部消防長 殿						
火 災 調 査 書						
火 元	出 火 場 所					
	事 業 所 名					
	責 任 者 住 所 職 業・氏 名・年 齡	年 月 日 生 (歳)				
	用 途	()	防火対象物等 (車両)の区分	()		
	業 態	()				
出 火 日 時	年 月 日 時 分頃		放水台数	使 用 水 利	出 場 人 員	
入 電 日 時	年 月 日 時 分	署		()		
指 令 日 時	年 月 日 時 分	団		()		
放 水 開 始 日 時	署	年 月 日 時 分	合計			
	団	年 月 日 時 分	距離 (100m)			
火 勢 鎮 圧 日 時	年 月 日 時 分	用 途 地 域	()			
鎮 火 日 時	年 月 日 時 分	防 火 地 域	()			
覚 知 方 法	()	特 別 防 災 地 域	()			
初 期 消 火 器 具	()	市 街 地 等	()			
応 急 消 火 義 務 者	有 ・ 無	少 量 危 険 物 等	()			
区 画	()	出 火 階	地上	階 地下	階	
延 焼 区 分 等	延 焼 区 分	()	延 焼 市 町 村 コード		火 災 報 告 番 号	
	出 火 市 町 村 コード		延 焼 市 町 村 コード		火 災 報 告 番 号	
出 火 箇 所	()	出 火 原 因				
出 火 原 因 分 類	発 火 源	経 過		着 火 物		
	()	()		()		
気 象	天 気	()	風 速	m/s	気 温	℃
	風 向	()	湿 度	%	積 雪	cm
	火 災 警 報			注 意 報 等		

(日本産業規格A4) ②

火元建築物のり災前の状況	構造	()		工事の状況	()							
	地上	階	建築面積	m ²	消防用設備等の設置状況							
					消防用設備名	設置状況	使用の状況	区分番号				
	地下	階	延べ面積	m ²								
	防火管理者	()										
	消防計画	()										
	避難誘導	()										
	消火訓練	()	住宅防火対策									
			設置状況	作動の状況	区分番号							
	統括防火管理	()		住宅用火災警報器等								
防火対象物定期点検報告制度	()	住宅用防災機器名		設置区分	使用の区分	区分番号						
防災物品	()											
火災による損害状況	番号	氏名	用途	焼損床面積 (m ²)	焼損表面積 (m ²)	林野 (アール)	車両 (台)	船舶 (隻)	航空機 (機)	その他		
	類焼棟数	全	半	部分	ぼや	死者(48H)	消防吏員	消防団員	応急消火義務	消防協力者	その他の者	
											自損	その他
	り災世帯数	全損	半損	小損	負傷者	死者(30D)						
						重症						
	り災人員	男	女	合計	負傷者	中等症						
						軽症						
損害額単位(千円)	番号	焼損程度	建物	収容物	その他	爆発	合計					
	計											
<p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">調査員 所 属 階級氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>												

様式第12号（第18条関係）

（日本産業規格A4）

火 災 原 因 判 定 書

火災日時 出火 年 月 日 時 分頃
 覚知 年 月 日 時 分

同 場 所
 責任者住所
 同職業氏名

年 月 日生（ 歳）

上記の火災について、本職は次のとおり火災原因を判定した。

年 月 日

所 属
 階級氏名

印

様式第14号（第18条関係）

（日本産業規格A4）

実 況 見 分 調 査 書					
火災日時	出火	年	月	日	時 分頃
	覚知	年	月	日	時 分
同 場 所					
責任者住所					
同職業氏名					
	年 月 日生（ 歳）				
上記の火災について、関係者等の承諾を得て本職は、次のとおり実況見分した。					
年 月 日					
所 属 階級氏名					印
実 況 見 分 の 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
実況見分の場所及び物件					
実 況 見 分 の 目 的					
実 況 見 分 立 会 人					
実 況 見 分 の て ん 末					

様式第16号（第18条関係）

（日本産業規格A4）

死傷者の調査書								
火災番号		の火災について、調査した結果は次のとおりである。						
		年 月 日						
		調査員 所 属						
		階級氏名		印				
死傷者の情報		氏 名						
		生年月日						
		職 業		性 別				
死 者 の 状 況	火災種別	() 建物火災		出火時 死者の いた場 所	屋内外	()		
	出火者	()			建物内階数	地上	階	
	火元・類焼	()				地下	階	
	死者の 状況	作業中の死亡	()		死者の 発生し た場所	同・別	()	
		火気取扱中	()			箇所・室等	()	
		死 因	()			同・別	()	
		起 床	()			建物内階数	地上	階
		飲 酒	()				地下	階
		傷 病	()			同・別	()	
	経 過 等	寝たきり	()		箇所・室等	()		
		身体不自由	()		同・別	()		
		区 分	()		同 棟	人		
	負 傷 者	経過別	()		同 室 等	人		
		理由等	()		死者一人	()		
		死者の区分	()		自宅一人	()		
負傷者の区分				施 錠	()			
負傷程度			特 記 事 項					
避難方法								
受傷原因								
受傷状況								

様式第17号（第19条関係）

（日本産業規格A4）

火 災 原 因 等 概 要 書

火災・原因概要	
発見状況	
通報状況	
初期消火状況	
原因判定理由	
備考	
本火災について本職が調査したところ上記のとおりである。 年 月 日 所 属 階級氏名 印	

様式第18号（第20条関係）

（日本産業規格A4）

火 災 調 査 速 報				
火 災 番 号	No.	火 災 種 別	建・林・車・船・航・他	爆
出 火 日 時	年 月 日 時 分 頃			
入 電 日 時	年 月 日 時 分			
鎮 圧 日 時	年 月 日 時 分			
鎮 火 日 時	年 月 日 時 分			
出 火 場 所				
事 業 所 名				
責 任 者 住 所、氏 名				
出 火 原 因				
焼 損 状 況				
備 考				